

令和 5 年

御殿場市議会 1 2 月定例会議案書

(第 2 号)

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 6 7 号	御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定について	1
議案第 6 8 号	御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	7
議案第 6 9 号	御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等 に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第 7 0 号	御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当 の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例 制定について	1 0

議案第 67 号

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 13 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市職員の給与に関する条例（昭和 30 年御殿場市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「それぞれ 6 月 30 日」を「、それぞれ 6 月 30 日」に、「除く。）」を「除く。）」に改め、同条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	315,000	343,500	385,600
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	317,100	346,000	387,900
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	319,300	348,200	390,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	321,200	350,500	392,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	323,200	352,300	394,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	325,100	354,600	396,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	327,000	356,800	398,200
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	328,800	359,100	400,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	330,700	361,400	402,100
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	332,600	363,800	404,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	334,600	366,300	406,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	336,500	368,700	407,800
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	338,300	370,900	409,400
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	340,200	373,000	411,100
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	342,100	375,100	412,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	343,900	377,300	414,700
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	345,600	379,000	416,400
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	347,500	380,700	418,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	349,300	382,500	419,800
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	351,100	384,200	421,400
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	353,000	385,900	423,000
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	354,900	387,600	424,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	356,700	389,300	425,800
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	358,600	391,000	427,200
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	360,400	392,500	428,500
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	362,300	393,900	429,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	364,100	395,300	430,900

	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	366,000	396,700	432,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	367,400	398,100	433,000
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	369,200	399,400	433,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	370,900	400,600	434,400
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	372,500	401,700	435,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	374,200	402,800	435,700
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	375,500	404,100	436,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	376,900	405,300	437,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	378,300	406,400	437,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	379,600	407,500	438,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	380,800	408,300	438,700
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	382,000	409,000	439,300
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	382,900	409,800	439,900
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	384,000	410,400	440,300
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	385,200	411,000	440,800
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	386,200	411,700	441,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	387,300	412,300	441,500
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	388,000	413,100	441,800
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	388,700	413,800	442,200
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	389,400	414,200	442,500
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	390,000	414,900	442,800
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	390,600	415,300	443,100
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	391,200	415,700	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	391,700	416,100	
	52	228,800	271,800	314,600	358,500	376,500	392,100	416,500	
	53	230,300	272,700	316,200	359,400	377,200	392,500	416,800	
	54	232,000	273,600	317,800	360,500	377,900	392,800	417,200	
	55	233,600	274,500	319,300	361,400	378,600	393,100	417,600	
	56	235,200	275,400	320,800	362,400	379,300	393,400	417,900	
	57	236,400	276,300	322,200	363,300	379,800	393,700	418,200	
	58	237,900	277,200	323,400	364,000	380,400	393,900	418,500	
	59	239,300	278,100	324,500	364,700	381,000	394,200	418,800	
	60	240,600	279,000	325,600	365,300	381,700	394,500	419,100	

	61	241, 900	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	394, 800	419, 400	
	62	243, 000	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	395, 100		
	63	243, 900	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	395, 400		
	64	244, 900	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	395, 700		
	65	245, 400	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	396, 000		
	66	245, 900	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	396, 300		
	67	246, 400	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	396, 600		
	68	247, 000	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	396, 900		
	69	247, 500	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	397, 100		
	70	247, 700	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	397, 400		
	71	247, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	397, 700		
	72	248, 100	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	397, 800		
	73	248, 300	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	398, 000		
	74	248, 500	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	398, 300		
	75	248, 700	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	398, 600		
	76	248, 900	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	398, 800		
	77	249, 100	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	399, 000		
	78	249, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	399, 300		
	79	249, 500	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	399, 600		
	80	249, 700	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	399, 800		
	81	249, 900	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	400, 000		
	82	250, 100	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	400, 300		
	83	250, 200	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	400, 600		
	84	250, 300	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	400, 800		
	85	250, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	401, 000		
	86	250, 500	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	401, 200		
	87	250, 600	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	401, 500		
	88	250, 700	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	401, 800		
	89	250, 800	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	402, 100		
	90	250, 900	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	402, 400		
	91	251, 000	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	402, 700		
	92	251, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	403, 000		
	93	251, 200	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	403, 300		

94		295, 900	343, 600	382, 300	394, 200			
95		296, 200	344, 100	382, 700	394, 500			
96		296, 600	344, 500	383, 100	394, 800			
97		296, 800	344, 700	383, 500	395, 100			
98		297, 100	345, 100	383, 900	395, 400			
99		297, 500	345, 500	384, 300	395, 700			
100		297, 900	345, 800	384, 700	396, 000			
101		298, 100	346, 100	385, 100	396, 300			
102		298, 400	346, 500	385, 500	396, 600			
103		298, 800	346, 900	385, 900	396, 900			
104		299, 100	347, 300	386, 300	397, 200			
105		299, 300	347, 800	386, 700	397, 500			
106		299, 600	348, 200	387, 100	397, 800			
107		300, 000	348, 600	387, 500	398, 100			
108		300, 300	349, 000	387, 900	398, 400			
109		300, 500	349, 500	388, 300	398, 700			
110		300, 900	349, 900	388, 700	399, 000			
111		301, 300	350, 200	389, 100	399, 300			
112		301, 600	350, 500	389, 500	399, 600			
113		301, 800	351, 000	389, 900	399, 900			
114		302, 000		390, 300				
115		302, 300		390, 700				
116		302, 700		391, 100				
117		302, 900		391, 500				
118		303, 100		391, 900				
119		303, 400		392, 300				
120		303, 700		392, 700				
121		304, 100		393, 100				
122		304, 300		393, 500				
123		304, 600		393, 900				
124		304, 900		394, 300				
125		305, 200		394, 700				

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 御殿場市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項第1号及び同項第2号の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の御殿場市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 68 号

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 13 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年御殿場市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中

「

376, 000
422, 000
472, 000
533, 000
608, 000

」を

「

380, 000
427, 000
477, 000
539, 000
615, 000

」に改める。

第 8 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165. 0」を「100 分の 175」に改める。

第2条 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 69 号

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 13 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（昭和 32 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 230」に改める。

第 2 条 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 70 号

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 13 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和 31 年御殿場市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 165.0」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

